

海老名市教育委員会

(令和8年 3月 定例会議事日程)

日時 令和8年3月6日(金)

午後3時30分から

場所 えびなこどもセンター 2階 201会議室

【教育長報告】

【審議事項】

日程第 1 議案第 10 号 海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則等の一部改正について

日程第 2 議案第 11 号 海老名市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について

【審議事項(非公開予定)】

日程第 3 議案第 12 号 海老名市教育委員会非常勤特別職(学校医・学校歯科医)の委嘱について

日程第 4 議案第 13 号 県費負担教職員の人事異動について



海老名市教育委員会

令和8年 3月 定例会

【教育長報告】

1 主な事業報告

- 2月19日(木) 教育委員会2月定例会
教育課題研究会
教育支援センター運営協議会
- 23日(金) 市長定例記者会見
海老名市児童絵画作品展実行委員会
平塚信用金庫図書寄附寄贈式
フルインクルーシブ教育保護者との対話の場(東柏小)
- 24日(火) 市議会第1回定例会本会議(開会)
学校用務員会議
学校ICT活用推進委員会
代表質疑振り分け・部内調整
- 25日(水) 代表質疑部内ヒアリング
- 26日(木) 代表質疑市長ヒアリング
初任者授業参観(杉久保小)
横浜DeNAベイスターズキャップ贈呈イベント(有馬小)
CO・SC・SSW連絡会
- 27日(金) 初任者授業参観(今泉中)
初任者授業参観(大谷小)
えびなの教育編集会議
- 28日(土) 単P会長会



- 3月 2日 (月) 市議会第1回定例会本会議 (代表質疑)
一般質問振り分け・部内調整
- 3日 (火) 朝のあいさつ運動 (有馬小・有馬中)
環境緑化モデル事業完成式典 (有馬小)
臨時最高経営会議
校務支援システム選定委員会
一般質問部内ヒアリング
- 4日 (水) 3月校長会議
一般質問市長ヒアリング
- 5日 (木) フルインクルーシブ教育朝会 (海西中)
岡田善輝先生叙勲伝達式
海老名市フルインクルーシブ教育推進協議会
初任者授業参観 (有馬小)
- 6日 (金) 教育委員会3月定例会
教育課題研究会
中学校3年生へのスマホスタンド寄附贈呈式 (今泉中)





「人事異動」

令和8年度の新たなスタートに向けて、3月は、市職員も教職員も、人事異動の時期となります。

人事異動の目的のひとつは、各部・各課の、学校の組織の活性化です。

組織は、一年間をともに過ごす職員どうしの関係が深まり、お互い認め、支え合い・助け合って仕事する環境が整い（逆の場合もありますが）、それを継続することが、ある意味、組織の安定につながるのですが、それを何年も継続すると、施策や事業の前例踏襲による形骸化や事務執行上のミスにつながる懸念されるところです。

人事異動は、それを防ぎ、新たな視点での施策や事業の見直し・改善を行うために行うということです。

もうひとつの人事異動の目的は、ひとりひとりの職員のキャリアを積み重ねるためです。

そのために、職階を変えること、他の部署や学校で経験を積むことが、職員の成長にとって効果があるということです。

市職員であれば、財務、まちづくり、市民協働、保健福祉、経済環境、議会事務局、教育委員会事務局など、さまざまな経験が、職員としての幅を広げ、資質向上につながります。

教職員であれば、学校種や他市等との人事交流、行政職の経験が、教育にかかわる視野を広げることにつながり、それを子どもたちの指導・支援や学校づくりに生かすことができるということです。

私としては、それぞれが対価を得て、それを生業とするプロとして、多くを学び経験して、自身の能力を高めてほしいと思うところです。

しかしながら、人事異動には、異動者には、新たな組織に自らを調和させるための適応力と調整力が必要であり、また、受け入れる側には、異動者の不安や心配に配慮した受容力が求められるところです。

人事異動、その目的を前向きにとらえ、ひとりひとりのパフォーマンスが高まり、その集合体としての組織力が高まることをめざしたいものです。

以上です。

※別紙参考

教職員への便り 令和7年度「いがすたいがすた」第11号



いがすた いがすた

教育長だより 第11号

2026.2.27 伊藤 文康

2月も明日で終わり、いよいよ来週からは、年度のまとめの月、3月となります。

第三学期始業式から2か月が過ぎるところ、季節の移ろいは、これからも寒の戻りはあるかもしれませんが、もう春です。

さて、インフルエンザによる学級閉鎖が、まだ、続いていますが、各学校の、学級の、目の前のこどもたちの様子はいかがでしょう。

そして、みなさんの体調はいかがでしょう。

みなさんの日々の忙しさは承知しているところですが、そのうえで、さまざまな問題が起こったり、校務としての仕事が重なったりして、自分の生活リズムが保てなくなると、心や体に支障をきたすことになります。

くれぐれも、無理をしないようにしてください。

忙しい中でも、食事や睡眠をしっかり確保するようにしてください。

残り1か月、今年度のまとめの月、何よりも、自分自身をたいせつに、健康で、こどもたちのために、学校のために、よろしくお願いします。

ちなみに、私は、これまではなかったのですが、先週あたりから、くしゃみと鼻水に苦戦しています。花粉症？みなさんは、どうでしょうか。

やはり、もう春です。

『卒業式・修了式』

今年は、3月11日が中学校の卒業式、3月19日が小学校の卒業式、3月25日が、令和7年度の修了式となります。

卒業式は、ほとんどのこどもが、6年間、3年間を過ごした学校から、旅立つ式で、最後の授業としてのプライスレスな姿や合唱などに、そして、こどもたちと教職員とのつながりに深さに感動させられます。

私も担任として、7回、卒業式に臨みましたが、こどもたちに泣かされてばかりでした。非力ではありましたが、その当時の自分として、精一杯がんばった分を、卒業という場面での懸命な、立派な姿で返してくれたこどもたちに感謝するところです。

ただ、私には、その時に、先輩から言われた言葉が、いまだに心に残っています。「伊藤さん、卒業させるということは、別れを惜しむことではなく、こどもたちに次のステージへの意欲をもたせることだよ。」と。

卒業式・修了式、小学校・中学校のまとめとして、一年間のまとめとして、ともに過ごした空間への別れを惜しむとともに、みなさんには、こどもたちひとりひとりの中に、次への意欲をもたせてほしいと思うところです。



議案第 10 号

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則等の一部改正について

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則等の一部を改正する規則を別紙のとおり定めることについて、議決を求める。

令和8年3月6日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正措置等を行いたいため

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則等の一部 改正について

1 改正理由

(1) 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定の義務付け

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部が改正され、教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画の策定が教育委員会に義務付けられたため

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、校長に業務量管理・健康確保措置の実施に関する基本方針の策定が義務付けられ、学校運営協議会における承認が必須とされたため

(2) 教育支援課の事務分掌の明確化

教育支援課においては、フルインクルーシブ教育に関する事務を行っており、これを事務分掌として明確にするため

(3) 学校運営協議会委員の選出区分及び委員の議決からの除斥事由の明確化

校長が委員となること及び議決から委員を除斥する事由を明確にするため

2 改正内容

(1) 海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正

ア 就学支援課就学支援係の事務分掌として、教職員の業務量管理を加える。

イ 教育支援課支援係の事務分掌として、フルインクルーシブ教育に関することを規定する。(以上別表関係)

(2) 海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正

業務量管理・健康確保措置実施計画に関することを教育長への委任事項から除外する。(第2条関係)

(3) 海老名市学校運営協議会規則の一部改正

ア 学校運営協議会が承認する校長の基本方針に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する基本方針を加える。(第4条関係)

- イ 校長は学校運営協議会の委員になることを必須とする。(第9条関係)
- ウ 議事に利害関係を有する委員を議決から除斥するとともに、校長が作成する基本方針の承認に係る議事の議決から校長及び学校に所属する職員を除斥する。
(第14条関係)

3 施行期日

令和8年4月1日

4 今後の予定

令和8年3月6日 3月定例教育委員会 審議

同月25日 最高経営会議 報告

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則等の一部
を改正する規則

(海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正)

第1条 海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（昭和46年
教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 就学支援課の部就学支援係の項第7号中「教職員の」の次に「業務量管
理、」を加え、同表教育支援課の部支援係の項第1号を次のように改める。

- (1) フルインクルーシブ教育（全ての児童生徒が、小中学校においてともに学
べる環境の実現を目指す取組であって、児童生徒指導、特別支援教育、不登
校支援等をいう。）に関する事。

別表第1 教育支援課の部支援係の項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

(海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正)

第2条 海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年
教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第16号を第17号とし、第7号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、
第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和4
6年法律第77号）第8条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置実施
計画に関する事。

(海老名市学校運営協議会規則の一部改正)

第3条 海老名市学校運営協議会規則（平成28年教委規則第3号）の一部を次のよ
うに改正する。

第4条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、
同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和4
6年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実

施に関する基本方針

第9条第1項中「の委員」の次に「（以下「委員」という。）」を、「とし、」の次に「対象学校の校長のほか」を加え、同項第4号を削り、同項第5号中「教職員」を「教頭、教員その他の職員」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第14条に次の2項を加える。

- 4 前項の議事について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。
- 5 対象学校の校長及び教頭、教員その他の職員は、委員として第4条第1項に規定する基本方針の承認に係る議決に加わることができない。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（昭和46年教委規則第1号）

新

本則 略		
附則 略		
別表第1（第4条関係） 教育総務課の部 略	就学支援課	<p>(1) 教職員の任免その他人事に関すること。</p> <p>(2) 教職員の栄典に関すること。</p> <p>(3) 児童生徒の就学、入学、転学及び退学に関すること。</p> <p>(4) 学校の組織編成に関すること。</p> <p>(5) 児童生徒及び教職員の安全管理に関すること。</p> <p>(6) 就学援助に関すること。</p> <p>(7) 教職員の業務量管理、健康管理及び福利厚生に関すること。</p> <p>(8) 小中学校との連絡に関すること。</p> <p>(9) 奨学金に関すること。</p>
	健康給食係 の項	略
	指導係の項	略
	支援係	<p>(1) フレインクルーシブ教育（全ての児童生徒が、小中学校においてともに学べる環境の実現を目指す取組であって、児童生徒指導、特別支援教育、不登校支援等をいう。）に関すること。</p> <p>削り</p> <p>(2) 教育支援センターに関すること。</p>
学び支援課の部 略		
別表第2 略		

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

旧

本則 略		
附則 略		
別表第1（第4条関係） 教育総務課の部 略	就学支援課	<p>(1) 教職員の任免その他人事に関すること。</p> <p>(2) 教職員の栄典に関すること。</p> <p>(3) 児童生徒の就学、入学、転学及び退学に関すること。</p> <p>(4) 学校の組織編成に関すること。</p> <p>(5) 児童生徒及び教職員の安全管理に関すること。</p> <p>(6) 就学援助に関すること。</p> <p>(7) 教職員の <u>健康管理</u>及び福利厚生に関すること。</p> <p>(8) 小中学校との連絡に関すること。</p> <p>(9) 奨学金に関すること。</p>
	健康給食係 の項	略
	指導係の項	略
	支援係	<p>(1) 児童生徒指導に関すること。</p> <p>(2) 特別支援教育に関すること。</p> <p>(3) 教育支援センターに関すること。</p>
学び支援課の部 略		
別表第2 略		

海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）

新	旧
<p>第1条 略 （教育長に委任する事務）</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。</p> <p>(2) 委員会が定める規則等の制定又は改廃に関すること。</p> <p>(3) 学校その他の教育機関の設置、廃止、位置変更及び名称変更に関すること。</p> <p>(4) 委員会事務局及び学校その他教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。</p> <p>(5) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関すること。</p> <p>(6) 教育予算その他の議会の議決を経るべき案についての意見の申出に関すること。</p> <p><u>(7) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第8条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画に関すること。</u></p> <p><u>(8) 県費負担教職員の任免その他の進退についての内申に関すること。</u></p> <p><u>(9) 県費負担教職員の分限及び懲戒についての内申に関すること。</u></p> <p><u>(10) 県費負担教職員の人事、服務の監督及び研修の一般方針に関すること。</u></p> <p><u>(11) 学齢児童及び生徒の就学すべき学校の区域の設定又は変更に関すること。</u></p> <p><u>(12) 教科用図書の採択に関すること。</u></p> <p><u>(13) 非常勤特別職の職員の任免、委嘱及び解職に関すること。</u></p> <p><u>(14) 1件20,000,000円以上の教育財産の取得申出に関すること。</u></p> <p><u>(15) 附属機関に対する諮問、答申及び建議の処理に関すること。</u></p> <p><u>(16) 奨学生並びに奨学金の給付の決定、廃止及び返還の減免に関すること。</u></p> <p><u>(17) 訴訟、審査請求（教育長に委任された行政処分に係るものを除く。）</u>、<u>請願及び陳情に関すること。</u></p> <p>以下 略</p>	<p>第1条 略 （教育長に委任する事務）</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。</p> <p>(2) 委員会が定める規則等の制定又は改廃に関すること。</p> <p>(3) 学校その他の教育機関の設置、廃止、位置変更及び名称変更に関すること。</p> <p>(4) 委員会事務局及び学校その他教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。</p> <p>(5) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関すること。</p> <p>(6) 教育予算その他の議会の議決を経るべき案についての意見の申出に関すること。</p> <p><u>追加</u></p> <p><u>(7) 県費負担教職員の任免その他の進退についての内申に関すること。</u></p> <p><u>(8) 県費負担教職員の分限及び懲戒についての内申に関すること。</u></p> <p><u>(9) 県費負担教職員の人事、服務の監督及び研修の一般方針に関すること。</u></p> <p><u>(10) 学齢児童及び生徒の就学すべき学校の区域の設定又は変更に関すること。</u></p> <p><u>(11) 教科用図書の採択に関すること。</u></p> <p><u>(12) 非常勤特別職の職員の任免、委嘱及び解職に関すること。</u></p> <p><u>(13) 1件20,000,000円以上の教育財産の取得申出に関すること。</u></p> <p><u>(14) 附属機関に対する諮問、答申及び建議の処理に関すること。</u></p> <p><u>(15) 奨学生並びに奨学金の給付の決定、廃止及び返還の減免に関すること。</u></p> <p><u>(16) 訴訟、審査請求（教育長に委任された行政処分に係るものを除く。）</u>、<u>請願及び陳情に関すること。</u></p> <p>以下 略</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

海老名市学校運営協議会規則（平成28年教委規則第3号）

新	旧
<p>第1条～第3条 （基本方針の作成等）</p> <p>第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1) 教育目標及び運営方針 (2) 教育課程の編成に関する基本方針</p> <p>(3) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関する基本方針</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか学校運営に関し必要な事項</p> <p>2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に基づき、学校運営を行うものとする。</p> <p>第5条～第8条 （委員の構成等）</p> <p>第9条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、20人以下とし、対象学校の校長のほか次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p>(1) 学識経験者 (2) 対象学校に在籍する児童生徒の保護者 (3) 対象学校の学区内に居住する住民</p> <p>削り</p> <p>(4) 対象学校の教頭、教員その他の職員 (5) 対象学校の運営に資する活動を行う者 (6) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が適当と認める者</p>	<p>第1条～第3条 （基本方針の作成等）</p> <p>第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1) 教育目標及び運営方針 (2) 教育課程の編成に関する基本方針</p> <hr/> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか学校運営に関し必要な事項</p> <p>2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に基づき、学校運営を行うものとする。</p> <p>第5条～第8条 （委員の構成等）</p> <p>第9条 協議会の委員 _____ は、20人以下とし、 _____ 次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p>(1) 学識経験者 (2) 対象学校に在籍する児童生徒の保護者 (3) 対象学校の学区内に居住する住民</p> <p>(4) 対象学校の校長 (5) 対象学校の教職員 (6) 対象学校の運営に資する活動を行う者 (7) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が適当と認める者</p>

<p>2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の規定による委員の任命について、当該校長から意見を聴くものとする。</p> <p>3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年間とし、再任を妨げない。</p> <p>4 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は、速やかに補欠の委員を任命するものとする。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第10条～第13条 略</p> <p>(会議)</p> <p>第14条 協議会の会議は、会長が招集する。</p> <p>2 協議会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決すところによる。</p> <p><u>4 前項の議事について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。</u></p> <p><u>5 対象学校の校長及び教頭、教員その他の職員は、委員として第4条第1項に規定する基本方針の承認に係る議決に加わることができない。</u></p> <p>以下 略</p>	<p>2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の規定による委員の任命について、当該校長から意見を聴くものとする。</p> <p>3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年間とし、再任を妨げない。</p> <p>4 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は、速やかに補欠の委員を任命するものとする。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第10条～第13条 略</p> <p>(会議)</p> <p>第14条 協議会の会議は、会長が招集する。</p> <p>2 協議会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決すところによる。</p> <p><u>追加</u></p> <p><u>追加</u></p> <p>以下 略</p>
--	--

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

海老名市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例施行規則
の一部改正について

海老名市立小学校及び中学校の体育館施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について、議決を求める。

令和 8 年 3 月 6 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

夜間照明施設予約システムの更新及び体育館開放の予約管理システム導入に伴い、所要の改正を行いたいため

海老名市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例施行規則 の一部改正について

1 概要

夜間照明施設付きグラウンドの開放に関し、現行のシステム（神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会が運営する公共施設利用予約に係るシステム）が廃止され、新たなシステムが導入されるため、必要な字句の修正を行うとともに、学校体育館の開放に係る予約管理システムの導入と併せ、施設利用に係る各種申請手続きについて制度全体で整合をとれるよう修正を行うもの。

2 改正内容

別添改正文及び新旧対照表のとおり

3 施行日

令和8年4月1日

4 今後のスケジュール

令和8年3月6日	3月定例教育委員会	審議
同年4月14日	政策会議	報告
同月23日	最高経営会議	報告

海老名市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例施行規則の
一部を改正する規則

海老名市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例施行規則（昭和54年
教委規則第1号）の一部を次のとおり改正する。

第1条の2を削る。

第2条第1号中「居住」を「居住し、」に改める。

第4条第1項中「（夜間照明施設等を使用しようとする者を除く。）は、学校体育
施設使用登録申請書（第1号様式。以下「登録申請書」という。）を教育委員会に提
出しなければならない」を「は、教育委員会に団体の登録（以下単に「登録」とい
う。）の申請をしなければならない」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「登
録申請があった場合」を「前項の登録の申請があったとき」に、「申請者」を「当該
申請をした者」に、「学校体育施設使用登録証を交付する」を「適当と認めるときは
登録を行う」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、夜間照明施設を有する屋外運動場の使用に係る登録
を市長から受けた者については、前項の登録を受けた者とみなす。

第4条第5項中「登録の」を「屋内運動場の使用に係る登録の」に改める。

第6条及び第7条を次のように改める。

（使用申請）

第6条 第4条第1項の登録を受けた者（同条第3項の規定により同条第1項の登録
を受けたとみなされた者を含む。）は、学校体育施設を使用しようとするときは、
別表第3の左欄に掲げる開放施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める申請
期限までに、教育委員会に申請しなければならない。

（使用許可）

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときはその内容を審査し、適
当と認めるときは許可する。この場合において、屋内運動場の使用に係る許可にあ

っては、その旨を当該許可に係る開放学校の校長に通知する。

2 教育委員会は、前項の規定による許可を行った後、学校教育その他の公用による使用の必要が生じたときは、当該許可を取り消し、又は当該許可の内容を変更することができる。

第9条中「学校体育施設使用登録証の交付を受けた者」を「第4条第1項の登録を受けた者（同条第3項の規定により同条第1項の登録を受けたとみなされた者を含む。）に改め、同条各号中「とき。」を「場合」に改める。

第10条第1項中「学校体育施設使用料減免申請書（第3号様式）を市長に提出」を「市長に申請」に改め、同条第2項中「次の各号に」の次に「掲げる場合の区分に応じ、当該各号」を加え、同項各号中「とき。」を「場合」に改める。

第11条第1項中「第6条第3項」を「第6条第3項ただし書」に、「ものは、学校体育施設使用料還付申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない」を「者は、市長に申請しなければならない」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える

別表第3（第6条関係）

開放施設	申請期限
夜間照明施設を有する屋外運動場	使用しようとする日の前日
屋内運動場	使用しようとする日の7日前の日（当該7日前の日が海老名市の休日を定める条例（平成元年条例第14号）に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）

第1号様式から第4号様式までを削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

新

旧

第1条 略

削り

第1条 略

(定義)

第1条の2 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 予約システム 神奈川県電子自治体共同運営協議会が運営する公共施設利用予約に係るシステムをいう。
- (2) 予約確定処理 夜間照明施設を有する屋外運動場（以下「夜間照明施設等」という。）を使用しようとする者が、予約システムにより使用しようとする施設及び日時の予約を確定させることをいう。

（使用者の範囲）

第2条 学校体育施設を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に居住し、又は勤務する者で構成している体育活動を目的とする責任者のいる団体
- (2) その他教育長が特に認めるもの

第3条 略

(登録)

第4条 学校体育施設を使用しようとする者は、夜間照明施設等を使用しようとする者を除く。）は、学校体育施設使用登録申請書（第1号様式。以下「登録申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

2 登録申請書の受付は、海老名市の休日を定める条例（平成元年条例第14号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで行うものとする。

3 教育委員会は、登録申請があった場合は、その可否を決定し、その旨を申請者に通知するとともに、学校体育施設使用登録証を交付するものとする。

追加

4 使用責任者は、登録内容に変更が生じたときは、直ちに教育委員会に届け出なければならぬ。

第1条 略

削り

第1条の2 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 予約システム 神奈川県電子自治体共同運営協議会が運営する公共施設利用予約に係るシステムをいう。
- (2) 予約確定処理 夜間照明施設を有する屋外運動場（以下「夜間照明施設等」という。）を使用しようとする者が、予約システムにより使用しようとする施設及び日時の予約を確定させることをいう。

（使用者の範囲）

第2条 学校体育施設を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に居住し、又は勤務する者で構成している体育活動を目的とする責任者のいる団体
- (2) その他教育長が特に認めるもの

第3条 略

(登録)

第4条 学校体育施設を使用しようとする者は、教育委員会に団体の登録（以下単に「登録」という。）の申請をしなければならない。

削り

2 教育委員会は、前項の登録の申請があったときは、その可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するとともに、適当と認めるときは登録を行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、夜間照明施設を有する屋外運動場の使用に係る登録を市長から受けた者については、前項の登録を受けた者とみなす。

4 使用責任者は、登録内容に変更が生じたときは、直ちに教育委員会に届け出なければならぬ。

5 屋内運動場の使用に係る登録の有効期間は、登録日から登録日の属する年度末までとする。

(学校体育施設等)

第5条 学校体育施設の開放学校は、別表第1のとおりとし、開放日時は、別表第2のとおりとする。

(使用申請)

第6条 第4条第1項の登録を受けた者(同条第3項の規定により同条第1項の登録を受けたとみなされた者を含む。)は、学校体育施設を使用しようとするときは、別表第3の左欄に掲げる開放施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める申請期限までに、教育委員会に申請しなければならない。

(使用許可)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは許可する。この場合において、屋内運動場の使用に係る許可にあっては、その旨を当該許可に係る開放学校の校長に通知する。

2 教育委員会は、前項の規定による許可を行った後、学校教育その他の公用による使用の必要が生じたときは、当該許可を取り消し、又は当該許可の内容を変更することができ。

第8条 略

(登録の取消し)

第9条 教育委員会は、第4条第1項の登録を受けた者(同条第3項の規定により同条第1項の登録を受けたとみなされた者を含む。)が次の各号のいずれ

かに該当する場合は、その登録を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により登録を受けた場合

(2) 許可条件に違反した場合

5 登録の有効期間は、登録日から登録日の属する年度末までとする。

(学校体育施設等)

第5条 学校体育施設の開放学校は、別表第1のとおりとし、開放日時は、別表第2のとおりとする。

(使用手続)

第6条 学校体育施設を使用しようとする者(夜間照明施設等を使用しようとする者を除く。)は、使用しようとする日の1週間前までに学校体育施設使用許可申請書(第2号様式。以下「許可申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

2 夜間照明施設等を使用しようとする者は、予約システムにより申請を行うものとする。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りではない。

3 前項の規定による申請者は、予約システムにより予約の結果を確認するものとする。

4 前項の確認の結果、予約決定の選定を受けた申請者は、予約システムを管理する者の定める期間内に予約システムにより予約確定処理を行うものとする。(使用の許可)

第7条 教育委員会は、前条の許可申請があり、適当と認めるときは申請者に学校体育施設使用許可書を交付し、その旨を当該学校長に通知する。

2 夜間照明施設等を使用しようとする者は、抽選による予約確定後、施設の予約が空いている場合は、予約システムにより、随時に施設の予約申請をすることができ。この場合において、随時の施設の予約申請は、前条第4項の予約確定処理をした回数と合わせて1月に5回を限度とする。

第8条 略

(登録の取消し)

第9条 教育委員会は、学校体育施設使用登録証の交付を受けた者

が次の各号のいずれ

れかに該当する場合は、その登録を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により登録を受けたとき。

(2) 許可条件に違反したとき。

(3) その他不適当と認められる行為をした場合

(使用料の減免)

第10条 条例第6条第2項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、**市長に申請**しななければならない。

2 使用料の減免の基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、**当該各号**に定めるところによる。

(1) 海老名市が使用する**場合** 免除

(2) その他市長が特に必要があると認める**場合** その都度市長が定める額

(使用料の還付)

第11条 条例**第6条第3項ただし書**の規定により使用料の還付を受けようとする者は、**市長に申請しななければならない**

2 使用料を還付する場合の基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 荒天等やむを得ない事情による使用不能の場合

(2) その他市長が特に還付の必要を認めたとき。

第12条、第13条 略

附則 略

別表第1、別表第2 略

別表第3 (第6条関係)

開放施設	申請期限
夜間照明施設を有する屋外運動場	使用しようとする日の前日
屋内運動場	使用しようとする日の7日前の日(当該7日前の日が海老名市の休日と定める条例(平成元年条例第14号)に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日)

削り

(3) その他不適当と認められる行為をしたとき。

(使用料の減免)

第10条 条例第6条第2項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、**学校体育施設使用料減免申請書(第3号様式)を市長に提出**しなければならない。

2 使用料の減免の基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 海老名市が使用する**とき** 免除

(2) その他市長が特に必要があると認めるとき。 その都度市長が定める額

(使用料の還付)

第11条 条例**第6条第3項**の規定により使用料の還付を受けようとするものは、**学校体育施設使用料還付申請書(第4号様式)を市長に提出しななければならない**。

2 使用料を還付する場合の基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 荒天等やむを得ない事情による使用不能の場合

(2) その他市長が特に還付の必要を認めたとき。

第12条、第13条 略

附則 略

別表第1、別表第2 略

追加

第1号様式～第4号様式

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 12 号

海老名市教育委員会非常勤特別職（学校医・学校歯科医）の委嘱について

海老名市教育委員会非常勤特別職（学校医・学校歯科医）の委嘱について、議決を求める。

令和8年3月6日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

海老名市医師会及び歯科医師会から変更の申出を受け、新たに非常勤特別職を委嘱したいため

議案第 13 号

県費負担教職員の人事異動について

県費負担教職員の人事異動について、議決を求める。

令和8年3月6日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

県費負担教職員の定年退職及び人事異動に伴う後任者を決定し、人事の刷新を図りたいため